

青森県報

第三千八百五十号

平成二十六年
六月二日
(月曜日)

目次

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

公 告

特定非常利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活) ……三

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……四

種苗生産事業者講習会の開催……………(林政課) ……四

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……六

告 示

青森県告示第四百四十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十六年保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一、四〇七・五七
岩木川下流	"	五二八・一四
岩木川上流	"	九八七・六八
平川	"	四二〇・五二
浅瀬石川	"	六六八・三一
今別川、蟹田川	"	一、〇二一・五五
青森地区	"	七八一・九八
下北東部	"	一、二八八・九三
下北西部	"	九六七・一〇
上北地区	"	一五四・三七
七戸川	"	六三三・二九
奥入瀬川	"	五六〇・四三
馬淵川下流	"	九六五・九九
新井田川	"	一五九・四六
中村川、笹内川	土砂流出防備保安林	一八一・〇二
岩木川下流	"	三〇九・六二

下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流
〇・三六	〇・三二	二二・二六	六・二〇	六・二四	〇・一八	九八・二六	八九・九四	一・二四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	九〇・〇七	四〇・六八	七・四〇
〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町
八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃

八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"
一・〇〇	四八・二八	三・二六	〇・〇〇	二・八〇	〇・三八	三〇・〇二	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・二四	四・七〇	〇・六〇	〇・六六

三戸郡階上町	"	三・八四
三戸郡三戸町	"	八・七二
三戸郡南部町	"	八・六四
津軽地区 保健保安林	一五五・六二	
南部地区	"	八六・三八

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年五月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東北新舞踊民俗芸能協会
- 三 代表者の氏名
花生 三一
- 四 主たる事務所の所在地
十和田市西十三番町二九の二五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本全国において活動する新舞踊の推進復興につとめる各団体と協力し、広く一般市民を対象として、地域の文化としての新舞踊の振興・伝承に関する

る事業を行い、日本文化の振興・発展に寄与するとともに、新舞踊を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア五戸店

三戸郡五戸町字下中崎一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダストア

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 五戸町の意見の概要

出入口付近にバス停があるので、バス停車中の駐車場からの出入りに特段の配慮をお願いしたい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五戸町役場

2 期間

平成二十六年六月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、平成二十六年年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公告する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 時 間	所 在 地	会 場
平成二十六年六月二十五日（水）	午前十時から午後五時まで	十和田市大字相坂字高清水三八七	地方独立行政法人産業技術センター林業研究所十和田ほ場事務室

二 講習科目

1 種苗に関する法令

2 種苗の産地及び系統に関する事項

3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所を管轄する地域県民局地域農林水産部に備付けしている）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習終了証明書の交付

講習終了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七 七三四 九五―三番）に問い合わせること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、三戸地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年六月三日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、梅内地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年六月三日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、留崎地区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年六月三日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、上川原地区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年六月三日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、白山区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年六月三日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社五戸組

二 代表者の氏名 渋谷 孜

三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字藤戸一三三の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第九 号

五 取消年月日 平成二十六年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭